

指定候補地の概要（琵琶湖（拡張））

1. 名称 琵琶湖
琵琶湖は平成5年にラムサール条約湿地に登録されており、今回は琵琶湖内湖である西之湖および長命寺川部分を拡張登録するもの。
2. 所在地 滋賀県近江八幡市及び安土町
3. 面積 382ha

4. 面積内訳

形態別	水面	382h
所有者別	公有水面	332ha
	民有地	50ha

5. 法令による規制

登録予定地の全域が自然公園法の特別地域に含まれる。また、西之湖は鳥獣の保護及び狩猟に関する法律に基づく鳥獣保護区、及び滋賀県琵琶湖のヨシ群落の保全に関する条例に基づく保全地域に含まれる。

6. 概要及び湿地の国際的重要性の評価

西之湖は、近江八幡市と安土町にまたがる琵琶湖最大の内湖で、面積は内湖全体の約半分を占める。湖の周辺はヨシ群落を主体とする水生植物群落が分布する。その面積は約109haで、まとまったヨシ群落としては我が国で有数の規模であり、琵琶湖と一体で「日本の重要湿地500」にも選定されている。

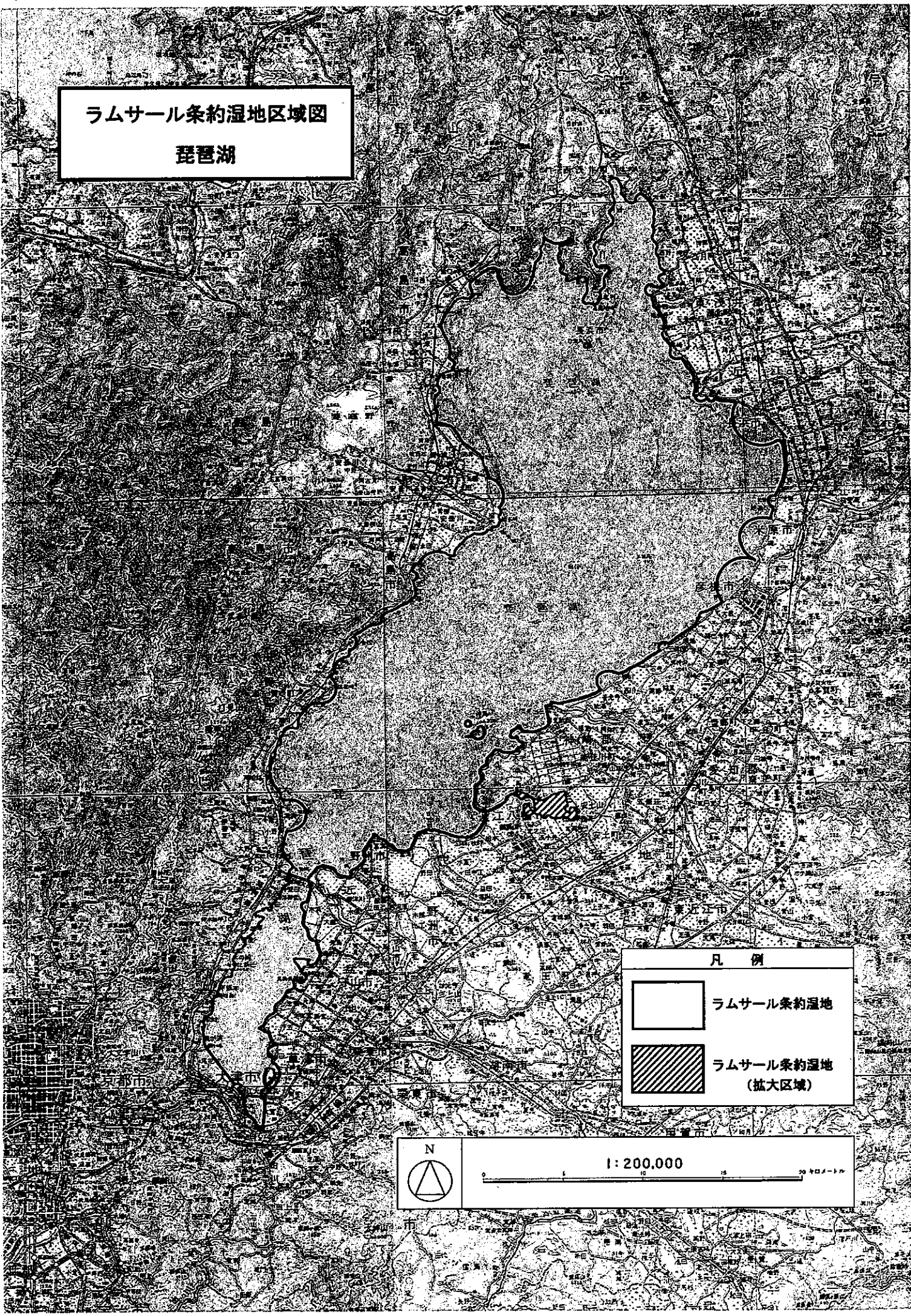
西之湖において貴重種として選定されている植物は17科26種を数え、原野性植物（ツルスゲ、ヤナギトラノオ等）や寒地性植物（ナガバノウナギツカミ、ノウルシ等）などの絶滅危惧種の宝庫として、植物地理学上きわめて重要な場所である。

また、西之湖の水面及びヨシ群落は、鳥類の生息・生育場所となっており、確認された鳥類は37科124種を数える。ウグイス科やホオジロ科等、貴重種に選定されているスズメ目の鳥類が多数生息する。



7. 位置図 別紙のとおり

※2～6は、琵琶湖全域ではなく拡張部分についての概要。


ラムサール条約湿地区域図
琵琶湖




凡 例

	ラムサール条約湿地
	ラムサール条約湿地 (拡大区域)

N



1: 200,000



0 5 10 15 20 キロメートル

ラムサール条約湿地地域図(案)

琵琶湖(西之湖および長命寺)

凡例



ラムサール条約湿地

